

えべつ・安心子育てプラン

(第2期 江別市子ども・子育て支援事業計画)

(素案)

江別市

はじめに

内容については次回会議において示します

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
第2章 子どもたちを取り巻く現況	4
1 人口・世帯等.....	4
2 江別市の子育て環境の現況.....	9
3 計画策定に向けた課題.....	18
第3章 子ども・子育てビジョン	19
1 基本理念.....	19
2 基本目標（計画推進の視点）.....	19
3 施策の体系.....	20
第4章 総合的な施策の展開	21
第5章 量の見込みと提供体制	24
1 教育・保育の提供区域.....	24
2 将来の子ども人口.....	25
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....	28
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	30
第6章 計画の推進体制	36
1 計画の推進及び推進状況の把握.....	36
2 関係機関との連携の強化.....	36
3 計画に基づく措置の実施状況の公表.....	36

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国の子どもや家庭を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化の進行、地域での人間関係の希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもの貧困の連鎖など、大きく変化しています。

このような社会情勢の変化の中、国においては平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が公布され、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもと、平成27年4月から幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する、子ども・子育て支援新制度が始まりました。

さらに、子どもの貧困対策について、平成25年6月に公布された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、令和元年6月に改正され、市町村の「子どもの貧困対策計画」策定が努力義務となりました。貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困対策を総合的に推進していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、「第2期江別市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、近年の社会情勢、江別市の子どもを取り巻く現状、また令和元年度で最終年度を迎える「第1期江別市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況等を踏まえ、江別市の子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み、育て、就業と子育ての両立ができる社会を実現するため、策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

（1）法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえて策定します。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」として位置づけます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

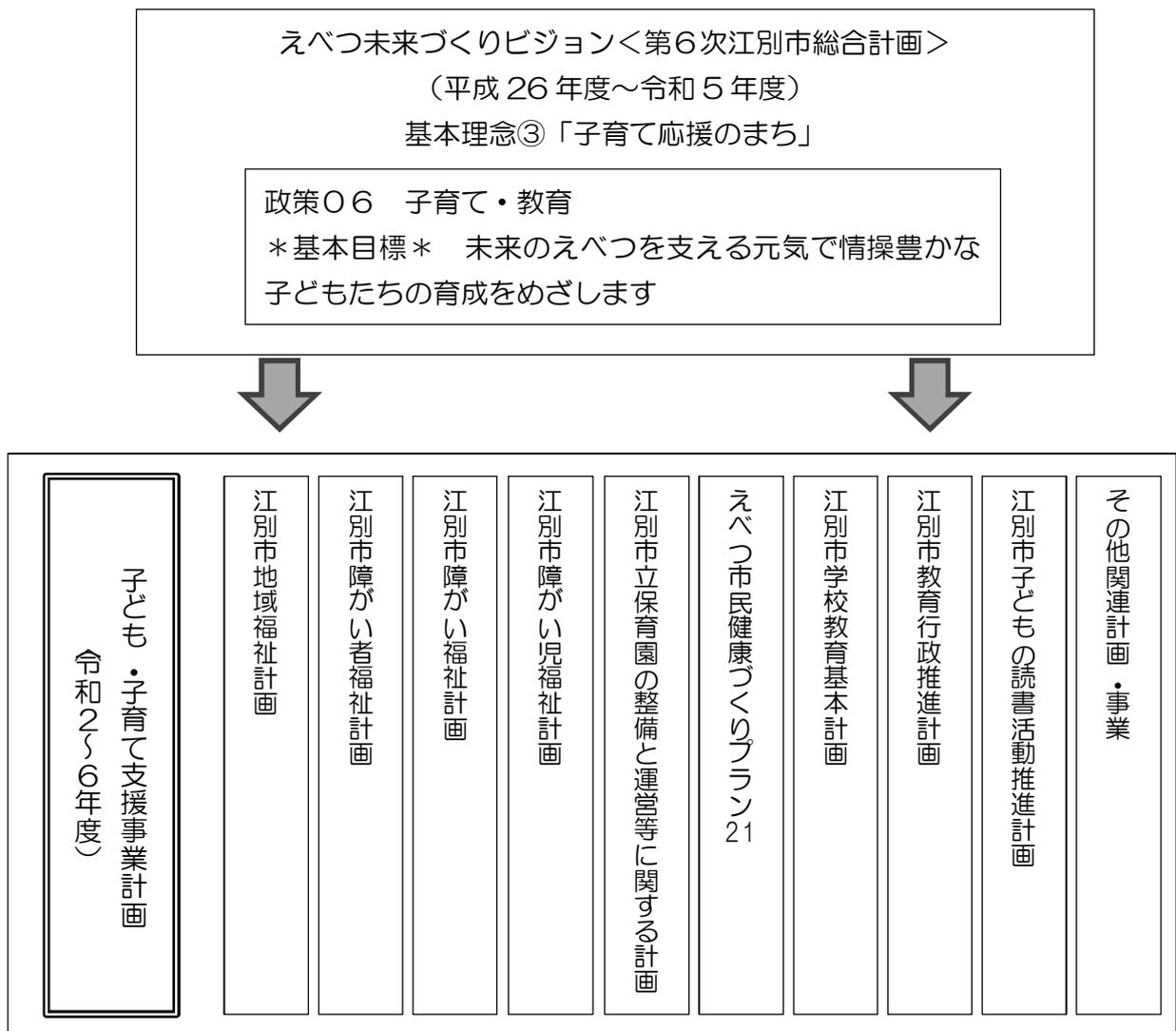
第9条 ～ 略 ～

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(2) 江別市計画体系等における位置づけ

江別市では、市の最上位計画である「えべつ未来づくりビジョン<第6次江別市総合計画>」において、4つある基本理念のひとつに「子育て応援のまち」を掲げています。

本計画は、その基本理念の実現を図るための福祉分野における個別計画として位置づけられるとともに、福祉分野の基本計画である「江別市地域福祉計画」やその他の個別計画と調和した計画として、策定するものです。



3 計画の期間

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----



令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中において、社会情勢の変化や国の方針変更等により、修正の必要が生じた場合は適宜見直しを図ります。

4 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政などすべての個人及び団体を対象とします。

また、この計画において、子どもは概ね18歳までとします。

子ども・子育て支援法
第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

第2章 子どもたちを取り巻く現況

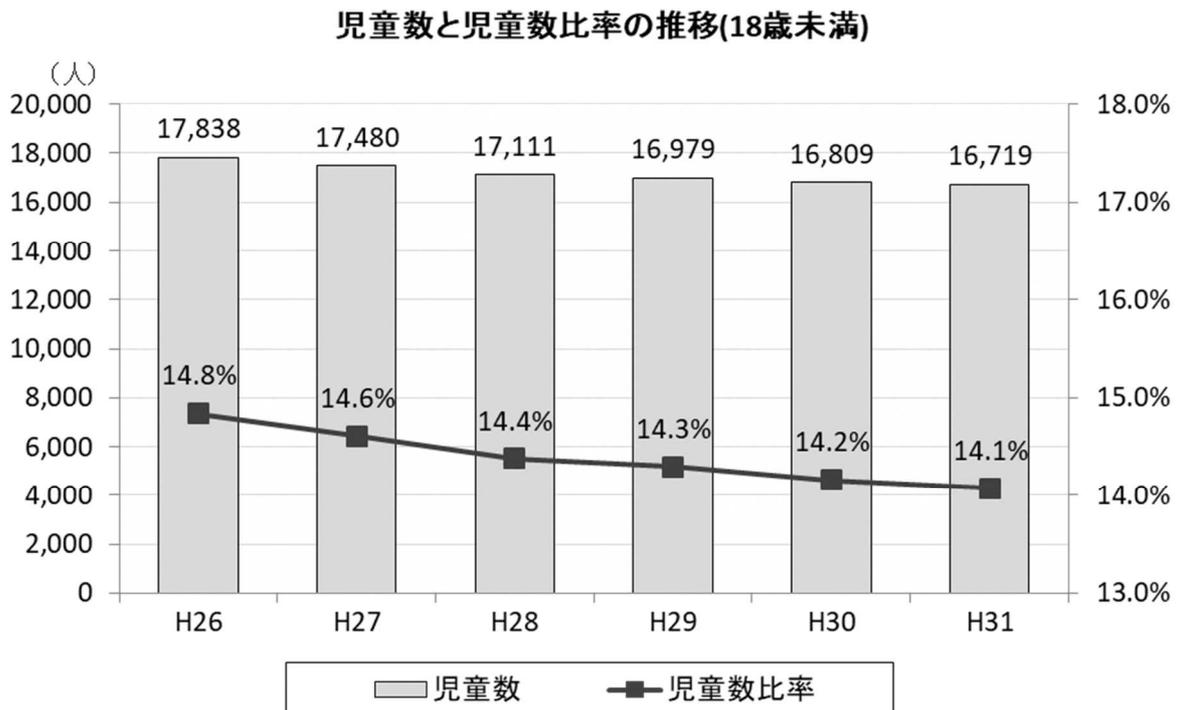
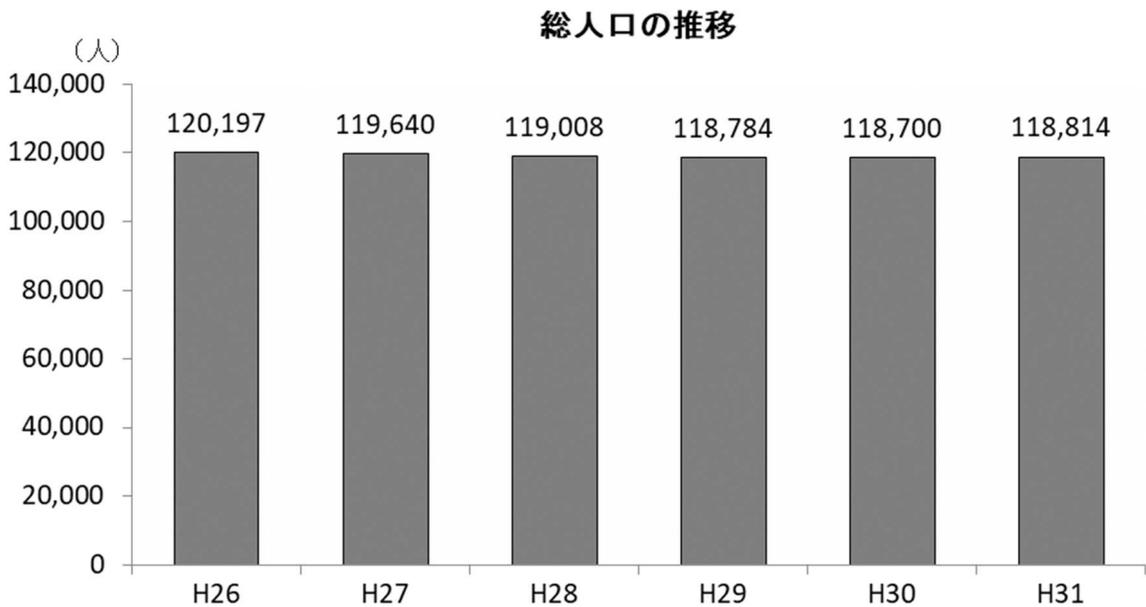
1 人口・世帯等

(1) 総人口と児童人口

江別市の総人口は微減が続いていましたが、平成31年は増加に転じました。

児童人口（18歳未満）は、平成26年の17,838人から、平成31年には16,719人と5年間で1,119人減少しています。

総人口に占める児童の人口比率では、平成26年の14.8%から平成31年には14.1%と0.7ポイント減少しています。

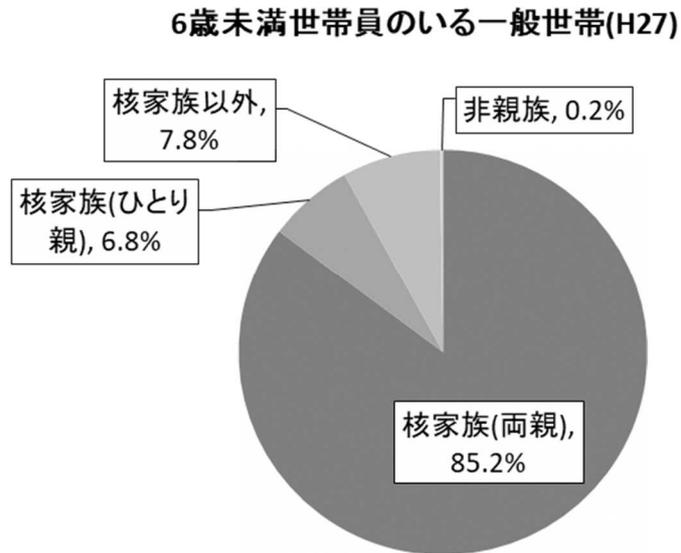


	現 況					
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
総数	17,838	17,480	17,111	16,979	16,809	16,719
0歳	668	663	640	654	648	626
1歳	737	725	723	714	722	737
2歳	767	785	764	761	755	780
3歳	826	800	827	814	798	828
4歳	826	861	835	857	856	840
5歳	861	839	882	867	883	894
6歳	880	889	862	919	908	908
7歳	1,003	896	911	877	944	927
8歳	920	1,004	920	940	890	962
9歳	981	930	1,004	926	959	916
10歳	1,060	989	943	1,021	943	975
11歳	1,084	1,066	990	949	1,028	948
12歳	1,091	1,086	1,068	998	957	1,045
13歳	1,150	1,101	1,093	1,083	1,005	969
14歳	1,176	1,148	1,103	1,098	1,084	1,013
15歳	1,170	1,170	1,152	1,107	1,113	1,079
16歳	1,344	1,197	1,194	1,185	1,134	1,141
17歳	1,294	1,331	1,200	1,209	1,182	1,131
就学前	4,685	4,673	4,671	4,667	4,662	4,705
小学生	5,928	5,774	5,630	5,632	5,672	5,636
低学年	2,803	2,789	2,693	2,736	2,742	2,797
高学年	3,125	2,985	2,937	2,896	2,930	2,839
中学生	3,417	3,335	3,264	3,179	3,046	3,027
高校生	3,808	3,698	3,546	3,501	3,429	3,351
子どもの数の 対人口比	14.8%	14.6%	14.4%	14.3%	14.2%	14.1%

※住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日時点）

(2) 世帯構造

江別市の一般世帯51,905世帯のうち、6歳未満の子どものいる世帯は3,489世帯であり、そのうち85.2%が核家族世帯（両親）、6.8%が核家族世帯（ひとり親）として暮らしています。



※平成27年国勢調査

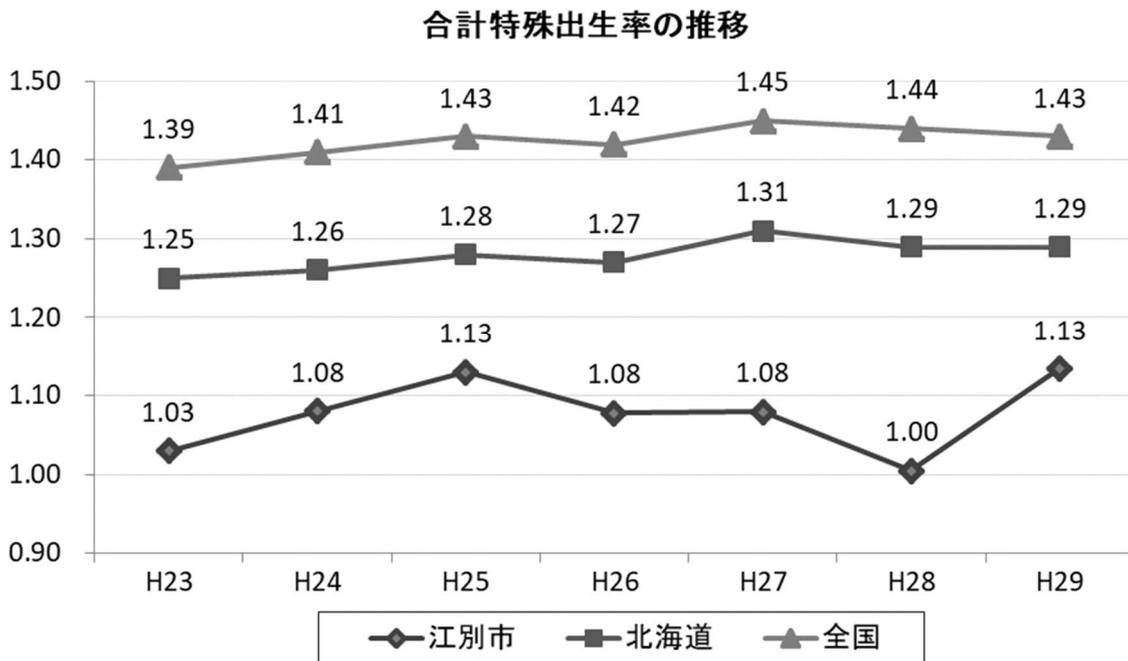
(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

江別市の合計特殊出生率は、全国や北海道と比べると一貫して低いものの、平成25年度と平成29年度には、過去7年間で最も高い1.13人となっています。

また、人口規模が長期的に維持される合計特殊出生率の水準は2.06人ですが、それよりも大幅に低くなっています。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
江別市	1.03	1.08	1.13	1.08	1.08	1.00	1.13
北海道	1.25	1.26	1.28	1.27	1.31	1.29	1.29
全国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

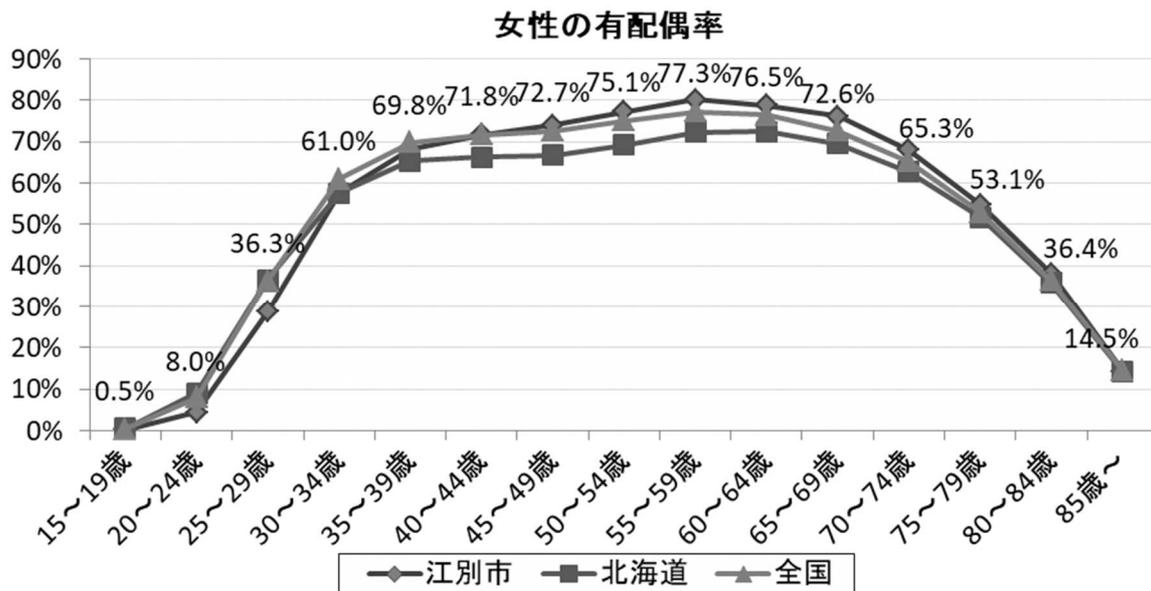


(4) 女性の有配偶率

平成 27 年の女性の有配偶率（配偶者のいる女性の比率）についてみると、江別市は概ね 20 歳代までは、全国や北海道水準に比べて低い値を示していますが、30 歳代以降は全国値と等しいか、または上回っています。

我が国では、社会的に結婚が出産の大きな前提条件となっており、女性の有配偶率が高いことは、少子化抑制に向けては大きな要因となり得ます。

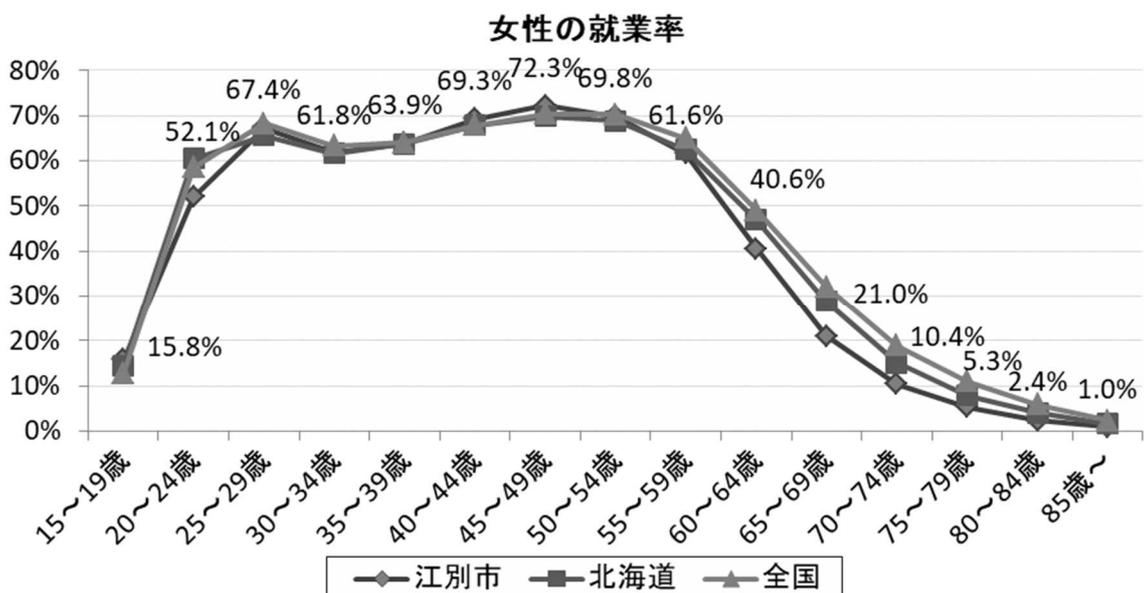
そのため、20～30 歳代の若い世代の有配偶率の向上に向けた取り組みが少子化対策で重要となってきます。



※平成 27 年国勢調査

(5) 女性の就業状況

平成 27 年における女性の年齢別就業率をみると、江別市では 20～24 歳と 60 歳以降が全国や北海道水準と比較して低い値を示していますが、それ以外は全国値と等しいか、または上回っています。25～29 歳の区分以降から就業率が下がる M 字カーブとなっており、結婚や出産を契機に離職する女性が依然として多い状況がみられます。



※平成 27 年国勢調査

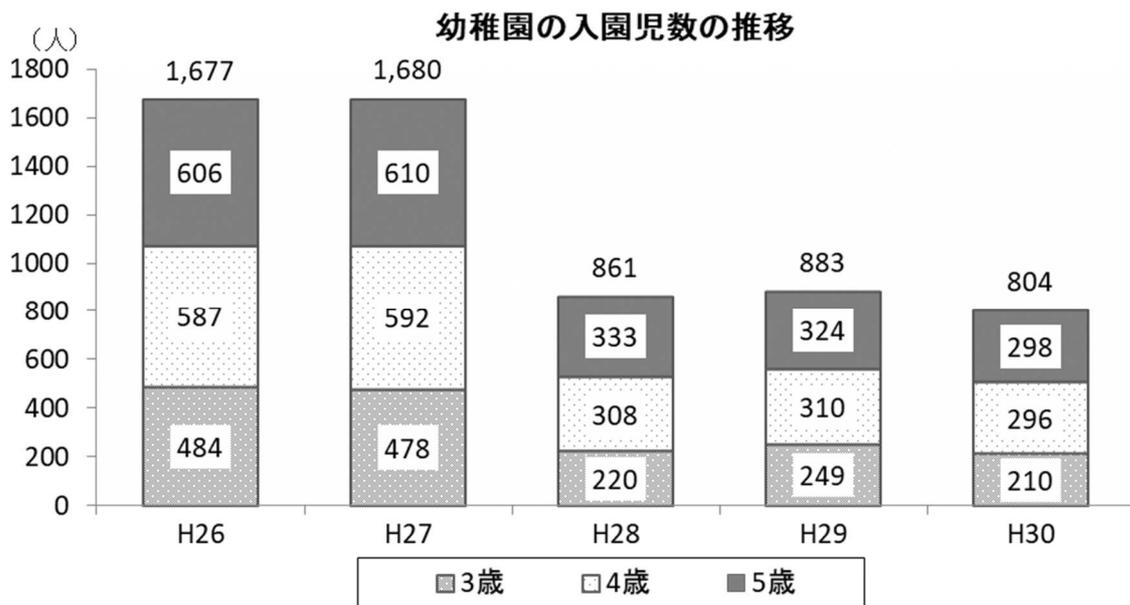
2 江別市の子育て環境の現況

(1) 教育・保育の状況

① 幼稚園の状況

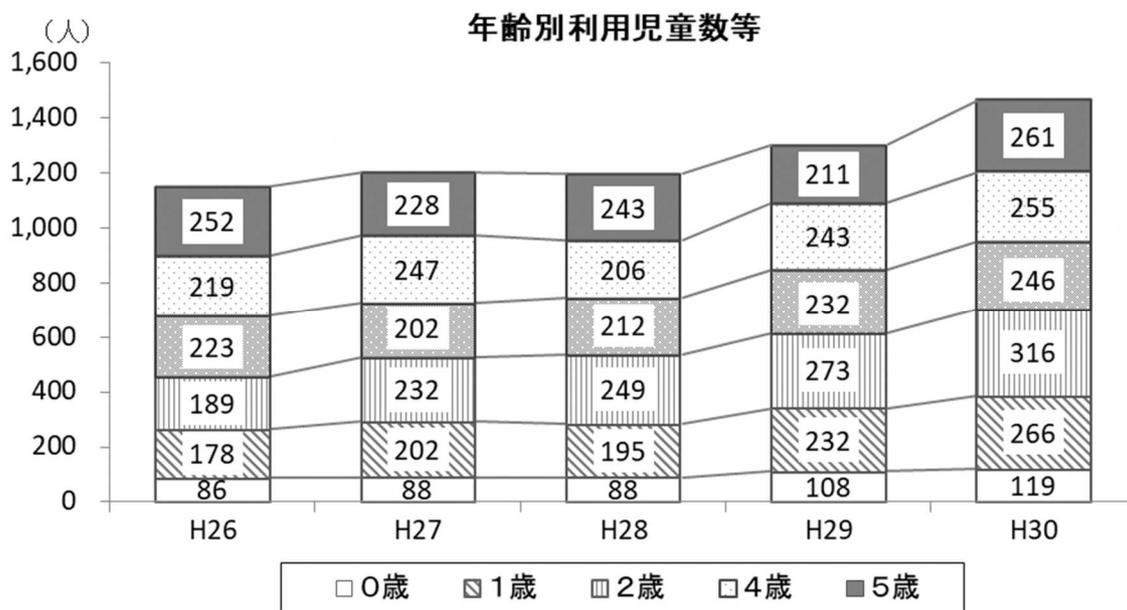
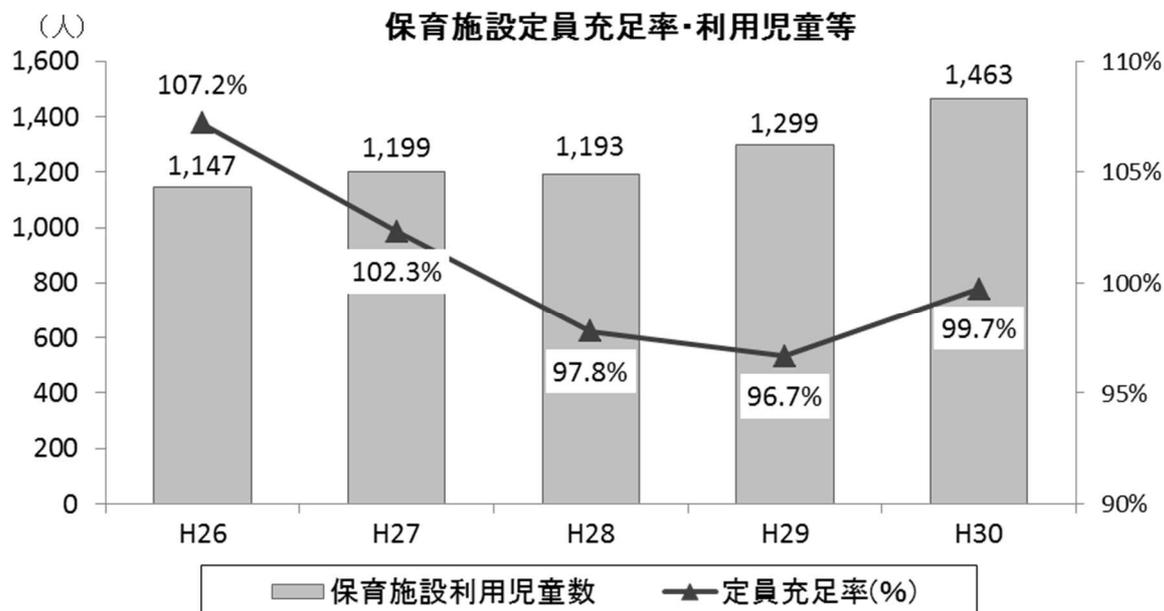
市内には、私立幼稚園が平成26年度には13園ありましたが、認定こども園への移行等で平成30年度には5園になっています。平成30年度の在園者数は、804人でした。

		H26	H27	H28	H29	H30
幼稚園数		13	12	6	6	5
学級数		72	69	35	36	33
認可定員数		2,200	2,025	1,045	1,045	840
在園者数 (人)	3歳	484	478	220	249	210
	4歳	587	592	308	310	296
	5歳	606	610	333	324	298
	計	1,677	1,680	861	883	804



② 保育施設の状況

市内には、平成30年現在認定こども園を含む保育施設が24あります。利用児童数は、年々増加を続けており、平成30年4月1日の利用児童数は1,463人で、定員に対する充足率は99.7%となっています。

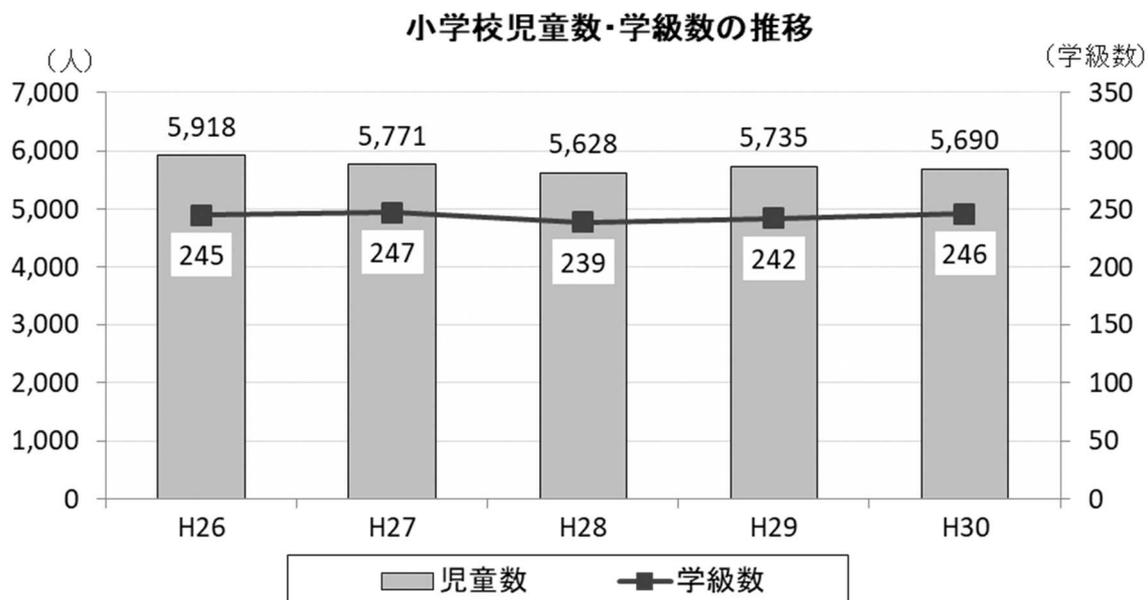


		H26	H27	H28	H29	H30
保育施設数(か所)	公立	6	6	6	4	3
	民間	7	13	13	16	21
	計	13	19	19	20	24
保育施設 定員数(人)	公立	465	465	465	440	360
	民間	605	707	755	904	1,107
	計	1,070	1,172	1,220	1,344	1,467
利用児童数(人)	公立	423	415	447	413	372
	民間	724	784	746	886	1,091
	計	1,147	1,199	1,193	1,299	1,463
定員充足率(%)	公立	91.0%	89.2%	96.1%	93.9%	103.3%
	民間	119.7%	110.9%	98.8%	98.0%	98.6%
	計	107.2%	102.3%	97.8%	96.7%	99.7%

※各年4月1日時点

③ 小学校

市内には、小学校が平成 26 年度は 19 校でしたが、統合等で平成 30 年度には 17 校になっています。在校児童数は、平成 30 年度は 5,690 人で、平成 26 年度と比べて 228 人(3.9%)減少しています。



		H26	H27	H28	H29	H30
学校数		19	19	18	18	17
学級数		245	247	239	242	246
特別支援学級		42	42	45	46	49
在園者数 (人)	1 年	883	897	863	926	914
	2 年	1,006	896	916	972	944
	3 年	912	1,000	919	948	894
	4 年	982	929	1,003	927	964
	5 年	1,057	993	936	1,023	942
	6 年	1,078	1,056	991	939	1,032
	計	5,918	5,771	5,628	5,735	5,690

※各年5月1日時点

小学校別の児童数をみると、平成26年からの5年間で、児童数が増加しているのは5校で、江別第二小学校、野幌小学校、東野幌小学校、北光小学校、文京台小学校です。その他の小学校についてはすべて減少しています。

小学校別児童数

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	H26～H30 増加率
江別第一小学校	—	—	460	457	449	—
江別小学校	162	131	—	—	—	—
江別第二小学校	543	552	535	559	566	4.2%
江別第三小学校	322	334	—	—	—	—
豊幌小学校	127	111	115	114	107	-15.7%
江別太小学校	460	434	422	426	437	-5.0%
大麻小学校	328	315	306	313	326	-0.6%
対雁小学校	697	674	660	653	679	-2.6%
野幌小学校	55	48	48	48	65	18.2%
角山小学校	9	7	6	4	—	—
東野幌小学校	325	324	339	366	381	17.2%
大麻東小学校	376	380	363	359	351	-6.6%
大麻西小学校	346	340	334	319	314	-9.2%
中央小学校	447	431	402	419	412	-7.8%
大麻泉小学校	237	242	243	231	228	-3.8%
野幌若葉小学校	323	324	324	312	314	-2.8%
北光小学校	17	18	21	19	24	41.2%
文京台小学校	144	155	150	154	177	22.9%
いずみ野小学校	195	166	155	161	158	-19.0%
上江別小学校	805	785	745	721	702	-12.8%
計	5,918	5,771	5,628	5,735	5,690	

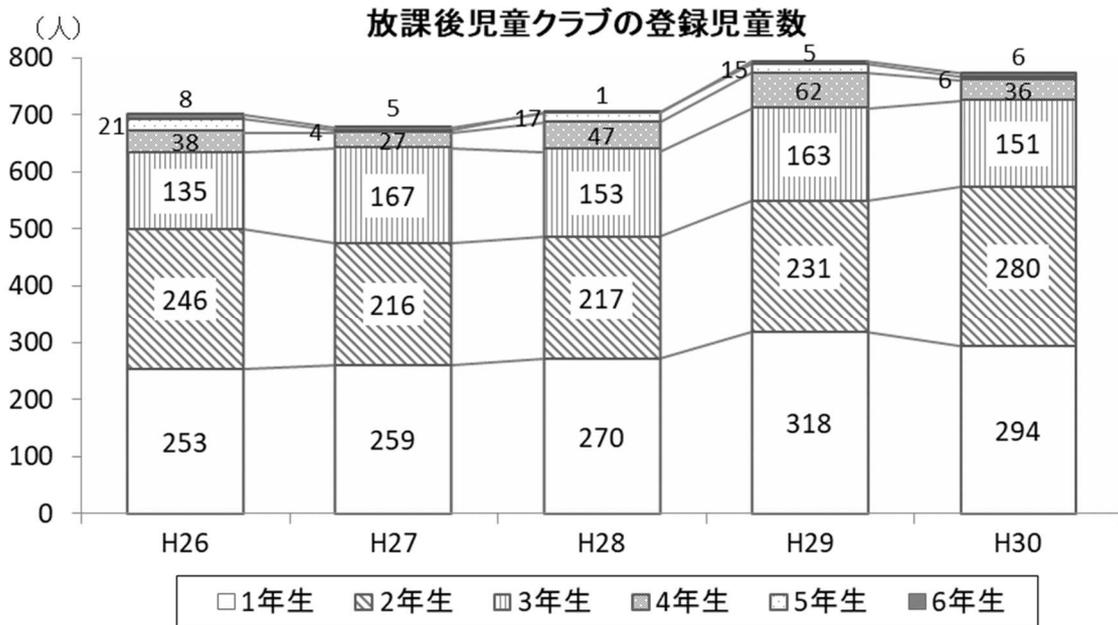
※平成28年4月1日に江別小学校と江別第三小学校が統合し、江別第一小学校が開校しました。

※平成30年3月31日に角山小学校が閉校し、対雁小学校に統合しました。

(2) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、小学生のうち保護者が労働等の理由により、昼間家庭にいない児童の健全な育成を図ることを目的として運営されており、平成30年度現在、市内に19か所あります。

平成30年5月1日現在での登録児童は、1年生～6年生716人となっています。



区 分		H26	H27	H28	H29	H30
実施箇所数(か所)		18	19	19	19	19
定員数(人)		661	677	682	716	716
登録児童数	1年生	253	259	270	318	294
	うち障がい児	3	1	0	2	2
	2年生	246	216	217	231	280
	うち障がい児	1	3	1	0	2
	3年生	135	167	153	163	151
	うち障がい児	1	1	2	1	1
	4年生	38	27	47	62	36
	うち障がい児	1	2	1	1	2
	5年生	21	4	17	15	6
	うち障がい児	3	0	1	1	1
	6年生	8	5	1	5	6
	うち障がい児	1	3	0	0	1
	計	701	678	705	794	773
	うち障がい児	10	10	5	5	10

※各年5月1日時点

(3) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭をサポートする「地域子育て支援拠点」は、平成30年4月時点で、市内に9か所設置されています。乳幼児を連れて気軽に立ち寄れる場所の提供のほか、育児相談、各種イベントなど、子育てに関する様々な活動を行っています。

名 称	H26	H27	H28	H29	H30
すくすく	10,658	11,761	11,147	11,783	11,725
ぼろっこ	—	—	2,141	5,013	5,591
もりのこ	4,267	4,760	4,274	3,585	5,148
ゆうあい	2,535	2,269	2,461	3,114	3,146
わかば	4,024	4,014	3,297	4,643	4,981
ぐんぐん	1,735	1,510	1,284	1,086	1,409
どんぐり	2,788	2,877	2,334	2,701	3,818
まんまカフェ	—	—	—	—	1,296
ぽこあぽこ	92,820	84,676	92,247	85,036	83,481
計	118,827	111,867	119,185	116,961	120,595

※各年利用者数（人）

(4) 預かり保育・一時預かり事業

幼稚園では、幼稚園終了後の在園児の預かり保育を実施しており、保育園等では、保護者の平均週3日程度の就労や、傷病などの理由により、家庭で子どもを保育できない場合、緊急・一時的に保育園その他の場所で児童の一時預かりを実施しています。

○預かり保育（幼稚園における在園時に預かり）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
延べ利用者数(人)	81,980	82,430	99,913	100,521	104,565

○一時預かり（保育園・子育てひろばにおける在園児以外の預かり）

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
延べ利用者数(人)	7,929	8,468	8,715	9,874	9,266
登録児童数(人)	253	279	271	309	310
定員数(人)	74	74	74	104	114
実施箇所数(か所)	7	7	7	10	11

(5) 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化等に伴い保育園において通常の保育時間を超えて保育を必要とする子どものため、18時15分以降(短時間認定の場合は16時15分以降)も保育を行う事業です。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
延べ利用者数(人)	20,181	19,931	19,564	17,300	18,887
登録児童数(人)	629	631	646	690	836
実施箇所数(か所)	13	19	21	23	26

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気の治療中又は回復期にある児童が通園・通学が困難な場合に、仕事などで児童の保育ができない保護者に代わって、一時的に児童を病院において保育する事業です。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
延べ利用者数(人)	1,446	1,664	1,347	1,708	1,404
登録児童数(人)	510	474	369	449	416
定員数(人)	15	15	15	15	15
実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1

(7) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

子育て短期支援事業とは、子どもを養育している保護者が、社会的理由(病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤及び学校などの公的行事への参加)により、一時的に家庭において児童を養育できなくなった場合に、子どもを短期間児童養護施設(北広島市の天使の園、岩見沢市の光が丘学園)でお預かりする事業です。

平成30年度の延べ利用者数は30人でした。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
延べ利用者数(人)	19	66	21	11	30
登録児童数(人)	—	—	—	—	—
実施箇所数(か所)	2	2	2	2	2

(8) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、子育てについて手助けしてほしい人（依頼会員）と、お手伝いのできる人（提供会員）が、会員相互で地域の人がみんな子育てを応援する仕組みです。

会員数は増減しつつもほぼ横ばいとなっています。また、活動件数は減少傾向にありましたが、平成30年度は前年度と比べて増加しました。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
協力会員数(人)	134	144	152	139	129
依頼会員数(人)	394	420	373	384	394
両方会員数(人)	20	20	19	18	18
活動件数(件)	2,153	1,577	1,264	1,199	1,336

(9) 緊急サポートネットワーク事業

緊急サポートネットワーク事業とは、子どもの病気や、急な残業、出張などが生じたときに、地域の会員同士で、子どもの緊急的な宿泊や預かりをする事業です。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
協力会員数(人)	51	46	51	53	43
依頼会員数(人)	118	135	158	186	203
両方会員数(人)	0	0	1	1	0
活動件数(件)	22	11	15	29	20

(10) 児童センター

児童センターとは、児童生徒が自由に来館し、スポーツや読書などの自由な活動を通じて仲間づくりをするなど、児童の健全育成を目的とする施設です。

平成30年度は、7か所で1日平均166人が利用しています。

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
1日平均利用者(人)	140.2	153.9	140.2	163.5	166.0
施設数(か所)	7	7	7	7	7

3 計画策定に向けた課題

内容については次回会議において示します

第3章 子ども・子育てビジョン

1 基本理念

2 基本目標（計画推進の視点）

内容については次回会議において示します

3 施策の体系

子ども・子育てビジョン（基本理念）並びに、その実現に向けた基本目標等について、体系化すると以下のとおりです。

基本目標	基本施策	施策の展開
基本目標 1 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり 【子ども自身の育ちを支援】	1-1 子どもの教育・保育の充実	(1) 幼児期の教育・保育の充実 (2) 学校教育の充実
	1-2 子どもの居場所づくり	(1) 社会資源の活用 (2) 子どもの活動の場となる環境の整備
	1-3 子どもの育ちの保障	(1) 子どもの権利条約の普及 (2) 子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進
	1-4 次代を担う親の育成	(1) 青少年の健全育成 (2) 相談体制などの充実
基本目標 2 「安心して子どもを産み育てる」まちづくり 【子育て家庭への支援】	2-1 子育て支援の充実	(1) 子育て支援サービスの充実
	2-2 親子の健康の確保	(1) 健診などの充実 (2) 食育の推進 (3) 小児医療の充実
	2-3 育児ストレスの軽減	(1) 相談体制の充実・確保 (2) 親の休息の確保
	2-4 配慮が必要な家庭への支援	(1) ひとり親世帯への支援 (2) 障がいのある子どもの施策の充実 (3) 児童虐待及びDV防止体制の充実 (4) 子育て家庭への経済的支援と国、北海道への制度改善要望
	2-5 子どもの貧困対策の推進（仮称）	(1) 教育支援の充実 (2) 生活支援の充実 (3) 経済的支援の充実 (4) 関係機関との連携支援
基本目標 3 「子育てを地域で応援する」まちづくり 【子育て環境の充実】	3-1 子育て支援ネットワークづくり	(1) 地域全体で子育てする意識の普及啓発 (2) 子育てボランティアや団体の育成、支援
	3-2 子育てしやすい環境の整備	(1) 市民協働による住環境の整備 (2) 公共空間のバリアフリー化などの推進 (3) 子どもの周囲の有害環境対策
	3-3 安全の確保	(1) 交通安全の確保 (2) 犯罪被害の防止 (3) 被害に遭った子どもたちへの適切な支援
	3-4 子どもを見守る仕組み	(1) 子育てに関する知識と情報の共有 (2) 地域の見守り活動の推進
	3-5 仕事と家庭生活を両立するための環境整備	(1) 父親や事業主の意識改革と環境整備 (2) 働きたい女性への支援

みんなで協力、子育て応援のまち・えへつ

第4章 総合的な施策の展開

基本目標 1

「子どもが笑顔で育つ」まちづくり 【子ども自身の育ちを支援】

基本施策 1-1 子どもの教育・保育の充実

- (1) 幼児期の教育・保育の充実
- (2) 学校教育の充実

基本施策 1-2 子どもの居場所づくり

- (1) 社会資源の活用
- (2) 子どもの活動の場となる環境の整備

基本施策 1-3 子どもの育ちの保障

- (1) 子どもの権利条約の普及
- (2) 子どもの意見が社会に反映される環境づくりの促進

基本施策 1-4 次代を担う親の育成

- (1) 青少年の健全育成
- (2) 相談体制などの充実

基本目標 2

「安心して子どもを産み育てる」まちづくり 【子育て家庭への支援】

基本施策 2-1 子育て支援の充実

- (1) 子育て支援サービスの充実

基本施策 2-2 親子の健康の確保

- (1) 健診などの充実
- (2) 食育の推進
- (3) 小児医療の充実

基本施策 2-3 育児ストレスの軽減

- (1) 相談体制の充実・確保
- (2) 親の休息の確保

基本施策 2-4 配慮が必要な家庭への支援

- (1) ひとり親世帯への支援
- (2) 障がいのある子どもの施策の充実
- (3) 児童虐待及び DV 防止体制の充実
- (4) 子育て家庭への経済的支援と国、北海道への制度改善要望

基本施策 2-5 子どもの貧困対策の推進（仮称）

- (1) 教育支援の充実
- (2) 生活支援の充実
- (3) 経済的支援の充実
- (4) 関係機関との連携支援

基本目標 3

「子育てを地域で応援する」まちづくり 【子育て環境の充実】

基本施策 3-1 子育て支援ネットワークづくり

- (1) 地域全体で子育てする意識の普及啓発
- (2) 子育てボランティアや団体の育成、支援

基本施策 3-2 子育てしやすい環境の整備

- (1) 市民協働による住環境の整備
- (2) 公共空間のバリアフリー化などの推進
- (3) 子どもの周囲の有害環境対策

基本施策 3-3 安全の確保

- (1) 交通安全の確保
- (2) 犯罪被害の防止
- (3) 被害に遭った子どもたちへの適切な支援

基本施策 3-4 子どもを見守る仕組み

- (1) 子育てに関する知識と情報の共有
- (2) 地域の見守り活動の推進

基本施策 3-5 仕事と家庭生活を両立するための環境整備

- (1) 父親や事業主の意識改革と環境整備
- (2) 働きたい女性への支援

第5章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を定めることとされています。

【江別市の教育・保育の提供区域・・・市全体で1区域】

教育・保育の提供区域の設定にあたり、幼稚園・保育園の利用については、江別・野幌・大麻の3地区に区分した場合、地域内の施設利用ができるなど利便性の向上が期待できますが、保護者の通勤上の都合や特色ある施設の選択等の理由から、地区内での利用に限らず、市内全域で利用がされています。

特に幼稚園では園バスを利用し、園児は市内全域から通園している実態にあります。これらのことから、「第2期江別市子ども・子育て支援事業計画」においても「教育・保育を提供する区域」を市全体で1区域として定めます。

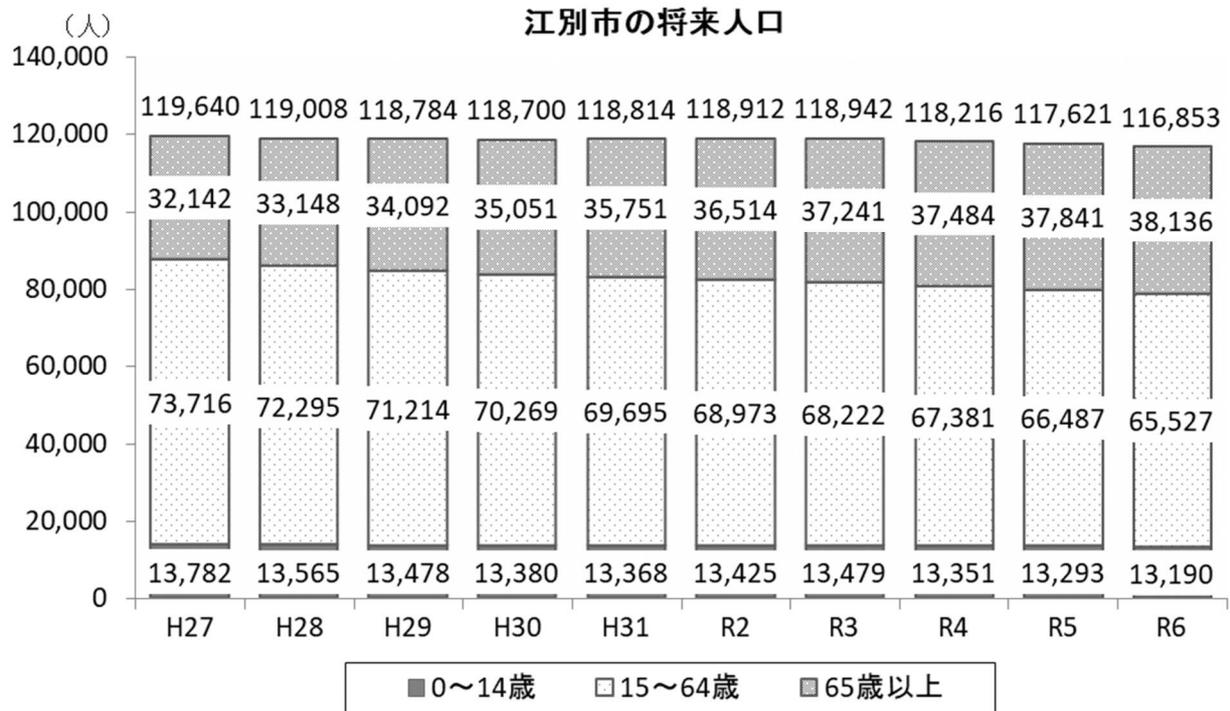
教育・保育提供区域の検討の視点

		1区域
視点1	利用者にとってわかりやすく合理性のある区域設定であるか	◎市全体とする1区域はわかりやすい。 ◎これまでの施策展開との連続性の観点からも整合性がある。
視点2	利用者にとって利便性が高い区域設定であるか	▼従来どおりに市内全体をひとつの区域とする観点から施設・事業が整備されるため、区域設定効果としての利便性向上は見込まれない。
視点3	区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎圏域設定の如何にかかわらず、利用者は従来どおりに区域を超えての利用を選択するケースが少なくないことが見込まれることなどから、利用実態に合った計画としやすい。
視点4	一過性の需要に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎一過性の需要（一時的なニーズの増大など）に対して、市内全体を受け皿として調整するなど、柔軟な対応が可能。

2 将来の子ども人口

(1) 将来人口

江別市の総人口は、今後は徐々に減少傾向に推移し、平成31年の118,814人から令和6年には116,853人にまで減少すると見込まれます。

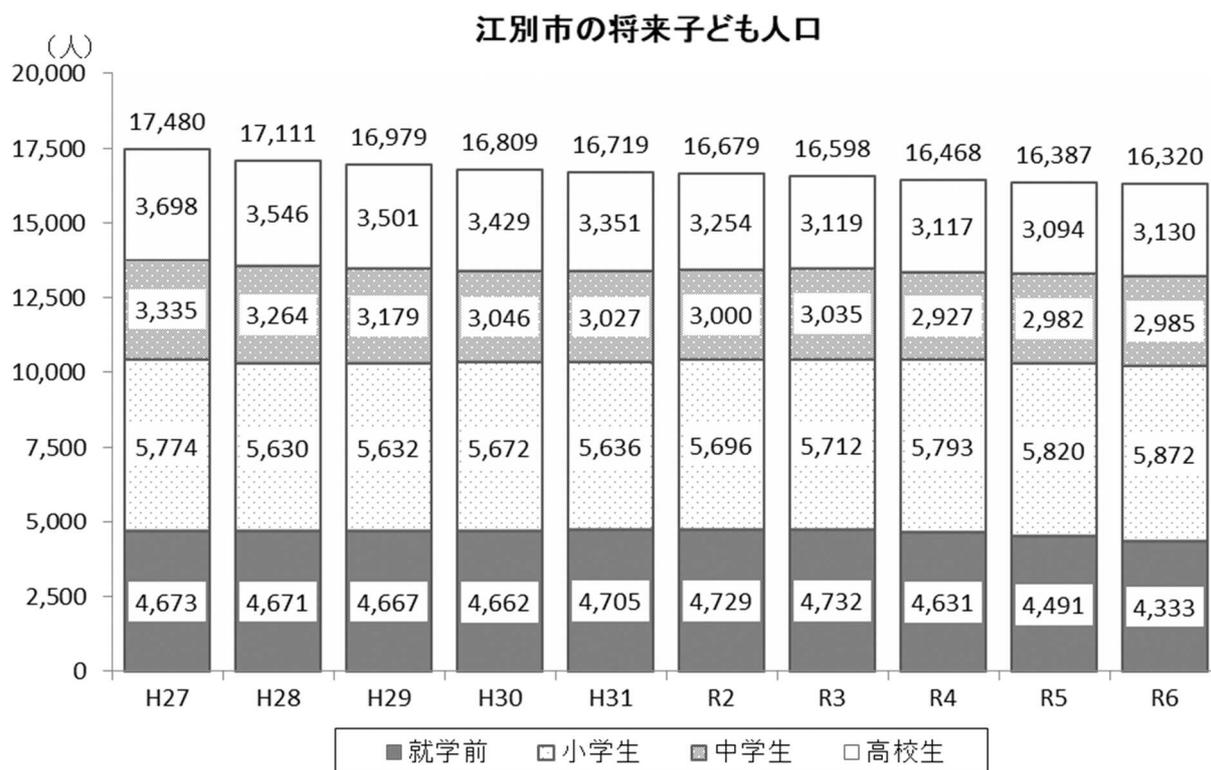


	実績					推計				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	119,640	119,008	118,784	118,700	118,814	118,912	118,942	118,216	117,621	116,853
0～14歳	13,782	13,565	13,478	13,380	13,368	13,425	13,479	13,351	13,293	13,190
割合	11.5%	11.4%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	11.5%	11.5%
15～64歳	73,716	72,295	71,214	70,269	69,695	68,973	68,222	67,381	66,487	65,527
割合	61.6%	60.7%	60.0%	59.2%	58.7%	58.0%	57.4%	57.0%	57.5%	57.1%
65歳以上	32,142	33,148	34,092	35,051	35,751	36,514	37,241	37,484	37,841	38,136
割合	26.9%	27.9%	28.7%	29.5%	30.1%	30.7%	31.3%	31.7%	32.7%	33.2%

(2) 将来子ども人口

江別市の0～17歳（各年4月1日時点）の子ども人口については、少子化による減少傾向で推移し、平成31年の16,719人から令和6年には16,320人に減少することが見込まれます。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、同期間に4,705人から4,333人と400人程度の減少、小学生（6～11歳）については、5,636人から5,872人と200人程度の増加、中学生（12～14歳）については、3,027人から2,985人と50人程度の減少、高校生（15～17歳）については、3,351人から3,130人と200人程度の減少が、それぞれ見込まれています。



将来子ども人口（年齢別）

	実績					推計				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	17,480	17,111	16,979	16,809	16,719	16,679	16,598	16,468	16,387	16,320
0歳	663	640	654	648	626	614	606	596	585	572
1歳	725	723	714	722	737	712	692	669	658	646
2歳	785	764	761	755	780	797	764	730	706	694
3歳	800	827	814	798	828	856	862	807	771	746
4歳	861	835	857	856	840	872	901	900	843	805
5歳	839	882	867	883	894	878	907	929	928	870
6歳	889	862	919	908	908	920	909	943	966	965
7歳	896	911	877	944	927	927	942	931	965	989
8歳	1,004	920	940	890	962	945	944	966	954	989
9歳	930	1,004	926	959	916	991	970	953	975	963
10歳	989	943	1,021	943	975	932	1,009	986	969	992
11歳	1,066	990	949	1,028	948	981	938	1,014	991	974
12歳	1,086	1,068	998	957	1,045	964	995	944	1,021	998
13歳	1,101	1,093	1,083	1,005	969	1,059	975	1,005	953	1,031
14歳	1,148	1,103	1,098	1,084	1,013	977	1,065	978	1,008	956
15歳	1,170	1,152	1,107	1,113	1,079	1,009	979	1,073	985	1,015
16歳	1,197	1,194	1,185	1,134	1,141	1,107	1,035	1,004	1,100	1,010
17歳	1,331	1,200	1,209	1,182	1,131	1,138	1,105	1,040	1,009	1,105
就学前	4,673	4,671	4,667	4,662	4,705	4,729	4,732	4,631	4,491	4,333
0～2歳	2,173	2,127	2,129	2,125	2,143	2,123	2,062	1,995	1,949	1,912
3～5歳	2,500	2,544	2,538	2,537	2,562	2,606	2,670	2,636	2,542	2,421
小学生	5,774	5,630	5,632	5,672	5,636	5,696	5,712	5,793	5,820	5,872
低学年	2,789	2,693	2,736	2,742	2,797	2,792	2,795	2,840	2,885	2,943
高学年	2,985	2,937	2,896	2,930	2,839	2,904	2,917	2,953	2,935	2,929
中学生	3,335	3,264	3,179	3,046	3,027	3,000	3,035	2,927	2,982	2,985
高校生	3,698	3,546	3,501	3,429	3,351	3,254	3,119	3,117	3,094	3,130
子どもの数の対人口比	14.6%	14.4%	14.3%	14.2%	14.1%	14.0%	14.0%	13.9%	14.2%	14.2%

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

（教育・保育の利用の認定）

認定区分	定 義	利用対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 （教育希望）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものうち学校教育を強く希望	幼稚園
2号認定 （保育認定）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育園 認定こども園 地域型保育事業

[量の見込みと提供体制]

市全体	R2					R3				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	保育認定	0歳	1~2歳		教育希望	保育認定	0歳	1~2歳
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,016	677	830	182	732	1,024	683	885	180	775
②確保の内容 （提供体制）	特定教育・ 保育施設									
	確認を受け ない幼稚園									
	地域型 保育施設									
	提供量 の合計									
② - ①										

市全体	R4					R5				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	保育認定	0歳	1~2歳		教育希望	保育認定	0歳	1~2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,011	674	874	177	745	975	650	843	174	726
②確保の内容 (提供体制)	特定教育・ 保育施設									
	確認を受け ない幼稚園									
	地域型 保育施設									
	提供量 の合計									
② - ①										

市全体	R6				
	1号認定	2号認定		3号認定	
		教育希望	保育認定	0歳	1~2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	929	619	802	170	713
②確保の内容 (提供体制)	特定教育・ 保育施設				
	確認を受け ない幼稚園				
	地域型 保育施設				
	提供量 の合計				
② - ①					

【提供体制確保の考え方】

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

[事業の概要]

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る事業です。

[確保方策の考え方]

[量の見込みと確保方策]

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1年生	人	380	395	410	420	420
	2年生	人	320	360	375	390	400
	3年生	人	215	240	270	280	295
	4年生	人	80	85	95	110	115
	5年生	人	20	25	25	30	30
	6年生	人	10	5	10	10	10
	合計	人	1,025	1,110	1,185	1,240	1,270
確保方策（提供体制）		人					

(2) 利用者支援事業

[事業の概要]

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

[確保方策の考え方]

[量の見込みと確保方策]

		単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み		箇所	3	3	3	3	3
確保方策（提供体制）		箇所					

(3) 地域子育て支援拠点事業

[事業の概要]

乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。

[確保方策の考え方]

[量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(月)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
確保方策(提供体制)	箇所					

(4) 預かり保育・一時預かり事業

[事業の概要]

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

[確保方策の考え方]

○預かり保育(幼稚園における在園児の預かり)

○一時預かり(保育園・子育てひろばにおける在園児以外の預かり)

[量の見込みと確保方策]

○預かり保育

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1号認定 人(年)	113,800	114,800	113,300	109,200	104,000
確保方策(提供体制)	人(年)					

○一時預かり

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(年)	8,700	8,400	8,100	7,900	7,700
確保方策(提供体制)	人(年)					

(5) 延長保育事業

[事業の概要]

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

[確保方策の考え方]

[量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人	970	1,020	1,000	970	940
確保方策（提供体制）	人					

(6) 病児・病後児保育事業

[事業の概要]

病児・病後児について、医療機関や保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等行う事業です。

[確保方策の考え方]

[量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(年)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
確保方策（提供体制）	人(年)					

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

[事業の概要]

保護者の疾病や仕事、育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを、児童養護施設等において一時的に養育、保護を行う事業です。

[確保方策の考え方]

[量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(年)	35	35	35	35	35
確保方策（提供体制）	人(年)					

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

[事業の概要]

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者において、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[確保方策の考え方]

[量の見込みと確保方策]（小学生）

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(週)	30	30	30	30	30
確保方策（提供体制）	人(週)					

(9) 妊婦健康診査

[事業の概要]

妊婦の健康の保持及び増進並びに経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用を助成する事業です。

[確保方策の考え方]

[量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(年)	606	596	585	572	568
1人当たりの健診回数	回					
健診回数 (受診人数×1人当たりの健診回数)	回					

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

[事業の概要]

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

[確保方策の考え方]

[量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(年)	606	596	585	572	568
確保方策(提供体制)	人(年)					

(11) 養育支援訪問事業【養育支援訪問】

[事業の概要]

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

[確保方策の考え方]

[量の見込みと確保方策]

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人(年)	210	210	210	210	210
確保方策(提供体制)	人(年)					

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

幼稚園や保育園等を利用する際には、施設により保育料のほか教育・保育に必要な教材費等の保護者負担が生じることが想定されます。

そのために、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、保護者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は、行事への参加に要する費用等を助成することを目的とした事業です。

[確保方策の考え方]

(13) 副食費に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、認定こども園、保育園との公平性の観点から、所得など一定の条件のもと私学助成幼稚園利用者の保護者に対し、副食費相当額を助成する事業です。

[確保方策の考え方]

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

[事業の概要]

待機児童を解消するためには、待機児童解消加速化プランに基づく受け皿の確保や、地域の保育ニーズに沿った施設整備を図っていく必要があります。

本事業は、その際、多様な事業者の能力の活用が十分図られるよう、事業者の参入促進に関する調査研究や設置・運営を支援することを目的とした事業です。

[確保方策の考え方]

第6章 計画の推進体制

- 1 計画の推進及び推進状況の把握**
- 2 関係機関との連携の強化**
- 3 計画に基づく措置の実施状況の公表**